

「不利益処分」基準等公開票（法律又は命令）

不利益処分名	産業廃棄物処理施設に係る許可の取消し	
根拠法令・条項	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3	
所 管 課	環境保全部 環境対策課	
処 分 基 準	<p>○廃棄物の処理及び清掃に関する法律</p> <p>（許可の取消し）</p> <p>第15条の3（要旨） 次の各号のいずれかに該当するときは、産業廃棄物処理施設に係る第15条第1項の許可を取り消さなければならない。</p> <p>(1) 産業廃棄物処理施設の設置者が第14条第5項第2号イからへまでのいずれかに該当するに至ったとき。</p> <p>(2) 前条第3号に該当し情状が特に重いと、又は同条の規定による処分に違反したとき。</p> <p>(3) 不正の手段により第15条第1項の許可又は第15条の2の6第1項の変更の許可を受けたとき。</p> <p>2 前条第1号、第2号若しくは第4号のいずれかに該当するときは、又は特定産業廃棄物最終処分場の設置者が第15条の2の4において読み替えて準用する第8条の5第1項の規定による維持管理積立金の積立てをしていないときは、当該産業廃棄物処理施設に係る第15条第1項の許可を取り消すことができる。</p>	
聴聞・弁明の機会 の付与の区分	聴聞又は弁明の別	<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">・聴 聞</div> ・弁 明
	（聴聞又は弁明の 手続を省略する場 合の根拠条項等）	<p>行政手続法第13条第2項第2号に規定する「法令上必要とする資格がなかったこと又は失われるに至ったことが判明した場合に必ずすることとされている不利益処分であって、その資格の不存在又は喪失の事実が裁判所の判決書又は決定書、一定の職に就いたことを証する当該任命権者の書類その他の客観的な資料により直接証明されたものをしようとするとき。」に該当する場合は、手続を省略する。</p>
	個別法により聴聞 又は弁明の手続の 適用が除外される 場合の根拠法令及 び条項	